

【議題（3）】

（3）ふれあいバス印旛・本埜支所ルートにおける令和8年度生活交通確保維持事業に係る地域公共交通計画の変更について

1. 配布資料

- 資料1 地域公共交通計画変更認定申請書
- 資料2 地域公共交通計画記載箇所一覧表
- 資料3 地域公共交通計画記載箇所抜粋（議題1資料2）
- 資料4 地域公共交通計画別紙
- 資料5 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

様式第1-2 (日本産業規格A列4番)

印西交通第 号
令和8年3月9日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 印西市地域公共交通会議
住 所 千葉県印西市大森2364番地2
代表者氏名 会長 米井 雅俊

地域公共交通計画変更認定申請書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

- ・地域公共交通計画記載箇所一覧表
項番1～4の記載ページ
- ・地域公共交通計画記載箇所抜粋
- ・地域公共交通計画別紙
項番2(1)、3、18
- ・表5地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
策定年月日

○ 変更理由

地域公共交通計画の改訂に伴う目標値等の変更のため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

印西市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
印西市地域公共交通計画 5～15、25ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
印西市地域公共交通計画 5～15ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
印西市地域公共交通計画 20～23、25、33ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
印西市地域公共交通計画 34～35ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和8年3月9日

(名称) 印西市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>印西市においては、市域中央を東西に走る北総線と市域北部を東西に走るJR成田線の鉄道路線を地域間交通ネットワークとして、当該路線と接続する路線バス、コミュニティバスなどによって、公共交通網が形成されている。</p> <p>「竜腹寺地区・荒野地区」では、高齢化も進展し、また商業施設や医療施設がなく、日常生活における買い物・通院等、高齢者の生活を支える生活交通等の運行を行う必要がある。</p> <p>また、本埜地区及び印旛地区は印旛・本埜支所ルートを除きコミュニティバスが運行されておらず、さらに本埜地区では路線バスが1路線運行されているものの、バス停については数が少なく、地区内全域をカバーする交通機関が存在しない状況である。</p> <p>このような中、市内には半径1キロメートル以内にバス停留所、鉄軌道駅、港湾及び空港が存在しない、いわゆる「交通不便地域」が点在しており、この計画では、地方運輸局長から交通不便地域の指定を受けた「竜腹寺地区・荒野地区」の住民を主な対象者とした移動手段の確保することが必要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、ふれあいバス印旛・本埜支所ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>ふれあいバスの利用者数330,000人のうち印旛・本埜支所ルート30,000人 現状(令和6年度275,902人のうち26,658人) ※印西市地域公共交通計画 P34 参照</p>
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域の解消を図る。 ・買い物、通院等、地域住民の日常の活動機会を確保する。 ・交通弱者とされる方々の移動手段を提供し、社会参加の機会を確保する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤ・ルート・停留所などの見直し(印西市、事業者) ※印西市地域公共交通計画 P26 参照 ・バス待ち環境の改善(印西市、事業者) ※印西市地域公共交通計画 P28 参照 ・公共交通に関する情報提供の推進(印西市、事業者) ※印西市地域公共交通計画 P28 参照 ・ふれあいバス運行基準の見直し ※印西市地域公共交通計画 P30参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るふれあいバス印旛・本埜支所ルートについて、その運行に係る費用総額 22,008,770 円のうち、印西市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年3月	印西市地域公共交通計画を策定
・令和7年6月25日	交通不便地域認定申請及び地域公共交通計画別紙について協議し、合意を得る。
・令和8年3月9日	地域公共交通計画変更届出書について協議し、合意を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況	
委員29名のうち7人を市民から選考しており、本計画は市民代表を含む会議に諮っている。	
本計画の新規ルート運行を位置づけた印西市地域公共交通計画の策定時に、市民アンケート及び意見公募を実施した。取得したデータ及び意見等については、本計画の策定及び計画事業の実施にあたり参考としている。	
市内公共交通に関する意見については事務局で随時受付けており、必要に応じ会議に諮っている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県印西市大森2364番地2

(所 属) 印西市企画財政部交通政策課

(氏 名) 金井 浩之

(電 話) 0476-33-4457

(e-mail) koutsuuka@city.inzai.chiba.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

「変更後」

市区町村名	印西市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	
交通不便地域等	234

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
234	竜腹寺及び荒野地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
印西市地域公共交通計画	令和8年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)